

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

モビリティサービスを軸とした次世代型生活モデル形成事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

長崎県南松浦郡新上五島町

3 地域再生計画の区域

長崎県南松浦郡新上五島町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

第2次総合計画後期計画策定にあたり、前期計画（5年間）の政策に対する町民の評価や今後のまちづくりに対するニーズを把握するため、生活環境、行政サービスの現状についての満足度調査を実施し、生活基盤分野「交通基盤づくり」は「不満」または「やや不満」と回答した比率が36.4%と厳しい評価結果となり、対応が求められている。

本町の2つの公共交通計画（第1期再編計画、第2期連携計画）の評価を行い、既存公共交通計画の達成状況からみた課題として、①町民の日常生活を踏まえた効率的な地域内公共交通ネットワークの構築②公共交通の財政投資効果の向上③安全性・利便性ある公共交通利用環境の改善④地域連携による町民・交流者の公共交通利用の促進が挙げられている。

路線バスに対する財政支出は年々増加している状況にあり、また、公共交通の利用者数減少のなか、各路線の利用実態・運営実態を詳細に把握し、需要に応じた適切な対応を講じる必要がある。

人口減少と高齢化の進行のみならず、運転手不足や高齢化等の公共交通の担い手不足への対応等が課題視されている中で、まちづくりを支える公共交通について、これまでの取り組みの効果や課題等を踏まえつつ、町の実情にあった

効率的かつ効果的な公共交通サービスの提供が求められる。

高齢化の進行に伴い、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加していくことが推測されることから、地域住民による地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援など、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援サービスの提供が必要とされる。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本町では、2015年度を始期とする第2次総合計画がスタートして5年が経過し、人口減少や少子化・高齢化の進行、環境・エネルギー問題、情報技術の革新やそれに伴う産業構造の変革など社会環境が大きく変化しており、特に人口減少の問題は、経済、福祉、地域コミュニティなど社会全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、地方創生の動きの中で、まちづくりにおける従来の発想や考え方を見直した新たな対応が求められている。

特に公共交通サービスの課題は、島内中心部から地域性の異なる遠隔地への移動、高齢者の外出困難、運転手不足、高齢者の免許返納の増加など複雑化した対応となっており、高齢化の進行や生活環境の変化、住民の外出形態やニーズの変化に対応した、さらなる公共交通サービスの充実が求められている。

そのような中、ICTを生活のあらゆる分野で活用し、利便性を高める取り組みは、人口減少に伴う労働力不足や若年層の流出、買い物弱者支援等、新たな時代に対応するための新産業の創出として全国的に高まってきている。

こうしたことから、移動手段の中心が自家用車となっている離島でICTを活用することによって、自家用車に頼り過ぎることなく移動が可能なモビリティサービスを軸とした次世代型の生活モデルを先駆けて進め社会実装することで、離島地域においても住み続けることのできるまちをつくとともに、地方創生推進交付金における特定有人国境離島対策として新たなモビリティサービスを最大限に活用し、付加価値の高いサービスが提供されることで、本町を訪れる観光客をはじめとした交流人口の拡大が見込まれ、住民と観光客等との交流が生まれるなど賑わいのあるまちの創出を目指していく。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2021年度 増加分 1年目	2022年度 増加分 2年目	2023年度 増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
オンデマンド交通利用回数 (回)	0	26,000	61,000	48,000	135,000
オンデマンド交通利用者数 (人)	0	550	450	200	1,200
先端技術登録者数 (アプリユーザー登録者数) (人)	0	1,000	800	600	2,400

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

モビリティサービスを軸とした次世代型生活モデル形成事業（SmartGOTO事業）

③ 事業の内容

本事業は、住民の日常生活の利便性の向上にむけ、オンデマンド型乗合タクシーにICTを活用した持続可能なモビリティサービスを構築させるため、産官学で構成する組織を設立し課題解決に取り組み、MaaSのシステムと一体となった「新交通システム」としてサービスを提供する。

MaaSシステムと一体となって、公共交通利用者へ町内での催しやスーパー等の特売情報などのイベント情報等と組み合わせたお出かけ提案や、病院の予約や遠隔診療を連携する仕組みなどを構築し、商業、医療・福祉や観光等の他分野と連携した新たなサービスを構築する。また、MaaSによる公共交通利用者の利用状況や各種サービスの使用状況から、移動情報を含め商業、医療・福祉等の各種データを分析、活用することでデータに基づく新たなサー

バスを構築していく。

1. MaaSアプリによる持続可能なモビリティサービスの構築

- ・路線バスの運行本数は便数が少なく待ち時間が長いなどサービス水準低下の悪循環や、路線バスに対する財政支出も年々増加していることから、路線バスの空白地域や損失補償路線沿線地域の負担低減と利便性向上を図るため、アプリケーションを活用して予約した時間に出発地から目的地まで運行するドア・ツー・ドアのサービス提供と、運行ルート内に別の予約があった場合は相乗り乗車を可能とする「オンデマンド型乗合タクシー」の運行に向け、民間事業者と連携した島内交通システムを構築する。

【オンデマンド型乗合タクシー】

- ・ドア・ツー・ドアで安価な移動手段を提供していくためには、路線バスでカバーしていくことは困難であることから、タクシー車両を活用した予約可能な相乗りサービスを提供する実証を行う。

2. 他分野と連携した公共交通利用型の生活スタイルの構築

- ・アプリケーションプラットフォームを構築していくなかで、交通手段利用の主な目的である買い物や通院など、商業分野、医療分野との連携によるスーパーの特売情報などの外出勧奨情報配信と商店街回遊促進、デリバリーサービス（貨客混載）の提供や、オンライン診療やオンライン服薬指導および薬剤配送など、病院の予約や遠隔診療など各種サービスを提供し利用促進を図る。

また、災害時の情報発信、避難のための補助要請や乗車時顔認証と見守り通知などの福祉分野とのサービス連携及び観光施設・飲食店（混雑情報配信等含む）と連携させた利便性の高い観光周遊など、より便利に移動できるサービスを提供することによって、これまで公共交通を使わなかった住民や観光客の利用を促進する。

- ・アプリ上で町内のあらゆる移動ニーズの集積を行い、商業、医療、物流、福祉、教育、観光等の各種データを分析し、多様なプロジェクトの相互統合、高付加価値化など、新たなプロジェクトの創発を促進させる。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

移動のほか生活に関わるアプリケーションプラットフォームの実証実験を行いながら、人とモノの効率的な輸送と移動ニーズに対応したサービスの提供により事業収入を確保し、継続的な運営体制の構築を図る。

【官民協働】

西肥バス、町内タクシー事業者、町商工会、町観光物産協会など、多様な主体が本事業に参画することで、民間資金の活用も図りながら協働で事業を推進していく。

【地域間連携】

本町単独事業の取り組みであるが、特定有人国境地域である本町において、民間企業や大学等と連携した離島でのモビリティサービスを基盤とした地域公共交通サービスの導入を実現させ、他地域でも活用を促進させていくため、県内自治体及び他離島地域等と連携していく。

【政策間連携】

商工業振興、医療、福祉、教育、防災、観光振興等の複数の政策分野を、ICTで人流・物流をコアサービスに生活サービスを連携させて機能を集約し、人口減少社会に対応した住民相互が助け合い、支えあう町の実現を目指す事業である。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度9月に、3月末時点のKPIの達成状況を担当課が取りまとめる。

産官学金労言及び地域住民の代表からなる外部組織である「新上五島町人口減少対策有識者会議」において、PDCAサイクルによる効果検証を行い、新上五島町議会で新上五島町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策に取り組む具体的な事業を含めた町政各種事業の成果等について検証する。

【外部組織の参画者】

外部有識者（産官学労金言）及び地域住民から構成される「新上五島町人口減少対策有識者会議」にて意見聴取し、「新上五島町人口減少対策本部会議」にて本事業に係るPDCAサイクルによる検証を実施し、検証結果報告書をまとめる。

【検証結果の公表の方法】

毎年度、町ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 87,825千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5－2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。